



JR東労組申第17号

## 『「労使間の取扱いに関する協約」に関する確認メモ』の 解約に関する解明申し入れを提出！

JR東労組は、『「労使間の取扱いに関する協約」に関する確認メモ(平成21年9月29日締結)』(以下、「確認メモ」)について、9月30日に会社から電話にて解約したい旨の説明を受けた以降、一貫して解約する必要はなく、今後も維持すべきだと主張してきました。しかし、11月9日会社から『平成21年9月29日に締結した「労使間の取扱いに関する協約」の確認メモの解約について』(以下、「解約通知」と)の文書が手渡されました。私たちは、「確認メモ」の解約について納得できるものが全くありません。「解約通知」には、解約の理由として「確認メモ締結時と事情が異なり、これを今後も維持する必要を認め得ない状況」「他の労働組合との中立保持の観点からしても、確認メモを今後も有効なものとして維持することは適切でない」と記載されていますが、12年もの間締結してきた「確認メモ」を解約する合理性と整合性がない中で、労働協約の解約は労働組合活動の否定ともとれると認識しています。また、2021年9月30日に有効期間が満了する「労使間の取扱いに関する協約」(以下、「本協約」)について、会社から8月27日に「一部改訂して締結したい」旨の改訂通知を受け、団体交渉を経て9月29日に「本協約」を締結しました。この「本協約」の締結は、「確認メモ」が維持されていることが前提で締結をしています。しかし、「本協約」を締結した翌日の9月30日に電話にて「確認メモの解約の考え」を初めて聞かされる事態は、あまりにも唐突です。そして、「本協約」の運用面の変更も伴うものであり、一方的に解約することは、労使関係に対立をあえて持ち込むものであり、建設的な議論ではありません。この間、会社からの説明の場において、私たちは「労使間議論を深めるべきであり、確認メモを締結するまでの経緯を労使間で一致させるべきである」と主張してきました。しかし、その議論を一致させることなく、労使間における議論が成熟していない中で「解約通知」は合理性と整合性がありません。よって、下記のとおり申し入れました。

### ●解明項目●

1. 「確認メモ」を締結するまでの経過を明らかにすること。
2. 「確認メモ」を解約するとの判断に至った事実経過を明らかにすること。
3. 「確認メモ締結時と事情が異なる」との内容を明らかにすること。
4. 現在締結している「確認メモ」が中立保持義務違反にあたる理由を明らかにすること。
5. 今後においても「確認メモ」を維持することができない合理的な理由を明らかにすること。
6. 「確認メモ」が解約になった場合においても、組合員の不利益が発生しない根拠を明らかにすること。
7. 「本協約」を締結した翌日に「確認メモ」を解約するとした合理的な理由を明らかにすること。



**組合員の利益を守るため、労働協約である「確認メモ」の解約は許さない！**